

令和 7 年度男鹿市健康アプリ 導入及び運用等業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度男鹿市健康アプリ 導入及び運用等業務委託

2 業務委託の目的

本市では、超高齢化に伴う地域力の低下や医療費や介護費の高値に対し、市民が健康づくりに取り組み心身ともに健康になる環境（システム）を創出し、地域活動を活性化させる「健幸チャレンジ OGA」を展開する。

本業務では、青壮年期から高齢期まで及び健康無関心層を含め、幅広い市民を対象に市独自の健康アプリを導入し、健康意識の向上及び健康的な生活習慣の開始と継続を促し、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。また、健康ポイント（地域ポイント及びボランティアポイント）機能を取り入れ、地域活動への参加促進を図ることを目的とする。

なお、本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用した事業であることから、健康アプリは以下の事項を満たすサービスとする。

- ① デジタル地方創生モデル仕様書に準拠したサービスであること
- ② デジタル庁のデジタル地方創生サービスカタログ(2024 年冬版)に掲載され、★が付いている（仕様要件を満たしている）サービスであること

3 履行期間

サービス構築等業務：契約締結日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで

サービス運用等業務：令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 履行場所

男鹿市市民福祉部子育て健康課（男鹿市船川港船川字泉台 66-1）及び指定場所

5 業務概要

（1）概要

健康行動や健康情報を一体的に管理・確認でき、健康行動に対するポイント付与機能等を有するスマートフォン用アプリを開発及び運用する。

（2）事業対象

18 歳以上の男鹿市民

（3）参加者数

令和 7 年度 500 人（想定）

※令和 8 年度は 1,000 人、令和 9 年度は 2,000 人を見込む。

(4) 利用方法

参加者は、iOS の場合は AppStore、Android の場合は Google Play ストアより、アプリを無料でダウンロードでき、スマートフォンで利用可能なものとする。

なお、Google Play ストアや AppStore への新規の登録・配信が発生する場合に係る諸費用は受託者が負担すること。

管理者は、専用の端末や回線を必要とせず、インターネット環境で管理システムを利用可能なものとし、Google Chrome Ver 122.0.6261.95 (64 ビット) 以上のバージョンに対応していること。インターネット系環境は、LGWAN 環境から仮想ブラウザで接続している。インターネット回線は秋田県情報セキュリティクラウドを利用し、その他のインターネット回線の用意はありません。

なお、事前に管理者が利用可能であることをテストする場合は、接続 URL 等を指示すること。

(5) スケジュール

令和 7 年 7 月 契約締結

機能要件等確定

令和 7 年 8 月～ アプリ開発・仕様調整

令和 7 年 9 月～ 事業広報の計画、広報媒体の作成

令和 7 年 10 月～ 運用テスト

令和 7 年 11 月～ 運用開始

6 業務内容

(1) アプリの提供

本業務は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用した事業であることから、デジタル庁が提供するモデル仕様書（提供業務仕様書及び別紙 1「機能要件等一覧」、別紙 2「非機能要件一覧」）を満たすサービスを構築のうえ、提供すること。アプリは、既存製品をベースとして構築することも可能であるが、本市の特色が感じられる仕様とすること。

(2) アプリの運用・保守

ア 計画的な保守作業等を除き、原則 24 時間 365 日の安定稼働を実現するため、必要な保守を実施すること。

イ 障害発生時及び情報漏えいインシデント発生時、影響が最小限に済むように適切なアドバイス・サポートを実施すること。

ウ 障害発生時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに本市に報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を本市へ提出すること。

- エ 受託者又は本市が参加者からの問い合わせにより、受託者による技術的助言やアプリ機能の修繕等の必要が生じた場合、受託者は直ちに対応すること。
- オ 端末及びOSのアップデートに対応し、また、必要な措置を講ずること。
- カ アプリのバージョンアップ、仕様変更については、変更点を明確にし、本市に説明の上、これを実施することとし、この費用は受託者が負担すること。
- キ ウ〜オの対応により、操作マニュアル等に修正が必要になった場合は、その都度対応すること。

(3) 問い合わせ対応業務

ア 問い合わせ

アプリや管理システム等に関する本市からの問い合わせ対応を行うこと。問い合わせは、原則としてメールや管理システムより行うこととするが、緊急の対応が必要になった場合については、電話での対応も行うこと。

イ コールセンター

参加者が、円滑にアプリへの登録・参加、アプリ操作できるよう、コールセンターを設置して支援すること。コールセンターの応対時間は本市と協議し設定するが、参加者からの問合せ対応に必要となる十分な体制を用意すること。

(4) インセンティブ提供業務

参加者が獲得した健康ポイントとインセンティブの交換について、適切な提案、助言及び機能提供を行うこと。また、インセンティブにはデジタル商品券(例:gifteebox)を想定しているが、より地域内での消費促進や地域活性化、住民と地域社会のつながりを深めるため、男鹿市内で利用可能な電子商品券(例:おがe街ギフト)の導入に向け本市と協議すること。

インセンティブの交換についてはアプリ上からの手続きにより交換できるようにすること。交換にあたっては、提供業者と打合せ協議し、事前の連携テストのうえ、スムーズな運用を確保すること。なお、健康ポイントは毎年度3月31日を区切りとして、翌年度への繰越はできないものとする。

(5) 事業周知・プロモーション業務

ア 説明会の開催

参加者が円滑にアプリ利用することができるよう支援するために説明会を開催すること。説明会の開催時期や回数、場所等は本市と協議のうえ決定するが、最低1回開催すること。

また、本市は公共施設等の開催場所や備品(椅子や机等)の準備は行うが、説明会の資料は受託者にて準備すること。

イ 操作説明資料の作成

アプリのインストールから利用開始、アプリの機能利用を支援するために操作説明マニュアルを作成のうえ、本市に提供すること。また、本市職員向けには管理シス

テムの操作説明マニュアルを作成のうえ、本市に提供すること。

ウ 事業チラシ・ポスターの作成

ユーザーの参加促進のために、参加方法についてわかりやすく記載されたチラシおよびポスターのデザインを作成すること。規格などは以下を想定しているが、詳細は本市と協議のうえ、決定する。

①チラシ 40,000 枚 A 4 両面、フルカラー ※デザイン作成費を含む

②ポスター 100 枚 A 2 片面、フルカラー ※デザイン作成費を含む

エ 健康関連イベントの開催

ユーザーの参加促進や利用継続を支援する受託者主催の健康関連イベントを開催すること。詳細は本市と協議のうえ、決定するが、イベントのテーマについては受託者より提案し、最低 1 回以上開催すること。

オ その他、健康無関心層・壮年期層・高齢者層への周知、認知拡大や参加促進、利用継続を支援するような効果的な施策があれば、受託者は本市に提案すること。

(6) 事業参加者の取組結果データの作成及び効果検証の実施

参加者の各種データやアンケート結果等について、本市からの要望に応じて、提供すること。加えて、各種データやアンケート結果、マイナポータル情報連携で得たデータなどを活用し、効果検証を行うこと。また、効果検証の内容及び手法（市全体・地区別での統計分析、また医療・学術等の専門的な知見を踏まえた検証など）について提案すること。

7 その他

- (1) 本業務に係る経費は、原則として全て契約金額に含めるものとする。
- (2) 本業務に係る情報資産の取り扱いについては、本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3) 受託者は、従事者に対して個人情報の保護について理解させること。
- (4) 本仕様による成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は契約完了をもって本市に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- (5) 受託者は、本仕様による成果物が、本市以外の者の著作権等の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- (6) 受託者は、本業務を男鹿市の各所で実施する場合は、男鹿市の定める庁舎管理上の諸規定を遵守すること。
- (7) 本契約終了時のデータ取り扱いについては、個人データは原則消去するものとする。ただし、システムの仕組み上、不可能な場合や、消去することによって参加者に不利

益がある場合についてはその限りではない。その場合は取扱注意情報として十分な管理を行うこと。

- (8) 受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。ただし、本市に事前に申し出て、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (9) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により本市に申し出て、承諾を得なければならない。
- (10) 本仕様書についての不明な点は発注者の指示に従うこととし、定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方の協議により定める。